



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 3 日 (火)
第 8 5 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (656) (経済産業総室) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (657) (〃) 3
	保安林の指定の解除予定 (3件) (658~660) (森林づくり推進課) 3
	海面における漁業の免許 (661) (水産課) 4
	内水面における漁業の免許 (662) (〃) 11
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (663) (会計指導課) 12
	指定居宅サービス事業者の指定 (664) (西部総合事務所福祉保健局) 12
	指定介護予防サービス事業者の指定 (665) (〃) 13
	指定居宅介護支援事業者の指定 (666) (〃) 13
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (18) (教育総務課) 13
	鳥取県指定保護文化財の指定の解除 (19) (文化財課) 14
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 14

告 示

鳥取県告示第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取駅ショッピングプラザ
鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役 藤岡 繁樹 島根県松江市朝日町宇伊勢宮472-2
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,756平方メートル
変更後 2,234平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 145台
変更後 160台
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 49.122平方メートル
変更後 50.51平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 338.9立方メートル
変更後 134.49立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 変更前 2か所
変更後 1か所
 - イ 位置 7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
平成26年3月31日
- 5 変更する理由
公共工事等に伴う店舗改修等のため
- 6 届出年月日
平成25年8月9日
- 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成25年9月3日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第657号

平成25年鳥取県告示第441号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見書を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

米子市景観計画に定める届出対象行為である場合は届出を行うこと。

3 縦覧に供する書類

米子市の意見書

4 縦覧に供する期間

平成25年9月3日から1月間

5 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第658号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字御崎川尻北3099の1・3100の1・字東灘北3150の1・字上大灘東北3151の10・3151の13・字

下灘屋敷東3274の5から3274の8まで・字中屋敷東3436の9から3436の12まで・3436の24・字灘中屋敷東3437の13から3437の16まで（以上18筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する）

鳥取県告示第659号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜四3101の6・3102の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する）

鳥取県告示第660号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字小紋谷766の5、769の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第661号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成25年9月1日に海面における漁業の免許をしたので、つぎのとおり告示する。

平成25年 9 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 免許番号 海共第 1 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
共有者 岩美郡岩美町大字田後68
田後漁業協同組合
- (3) 免許の内容
平成25年鳥取県告示第457号（海面における漁業権の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。）1(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで
- 2 (1) 免許番号 海共第 2 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 2(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで
- 3 (1) 免許番号 海共第 3 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
共有者 東伯郡北栄町弓原334
中部漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 3(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで
- 4 (1) 免許番号 海共第 4 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
東伯郡北栄町弓原334
中部漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 4(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ 1 箇所以上、計 3 箇所以上設置することとし、袋網部の標識には 1 本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、灯火を旗に代えて標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

5 (1) 免許番号 海共第 5 号

(2) 漁業権者の住所及び名称

代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

共有者 東伯郡琴浦町大字赤碕1735地先

赤碕町漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示 5 (1) のとおり

(4) 制限又は条件

公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

6 (1) 免許番号 海共第 6 号

(2) 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

米子市漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示 6 (1) のとおり

(4) 制限又は条件

公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

7 (1) 免許番号 海共第 7 号

(2) 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

米子市漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示 7 (1) のとおり

(4) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

8 (1) 免許番号 海共第 8 号

(2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示 8 (1) のとおり

(4) 制限又は条件

公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで
- 9(1) 免許番号 海区第 1 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 9(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで
- 10(1) 免許番号 海区第 2 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示10(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで
- 11(1) 免許番号 海区第 3 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
岩美郡岩美町大字田後68
田後漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示11(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで
- 12(1) 免許番号 海区第 4 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示12(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

- 13(1) 免許番号 海区第 5 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 13(1) のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 14(1) 免許番号 海区第 6 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 14(1) のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 15(1) 免許番号 海区第 7 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 15(1) のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 16(1) 免許番号 海区第 8 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
東伯郡琴浦町大字赤碕 1735 地先
赤碕町漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 16(1) のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 17(1) 免許番号 海区第 9 号

- (2) 漁業権者の住所及び名称
東伯郡琴浦町大字赤碕1735地先
赤碕町漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示17(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 18(1) 免許番号 海区第10号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示18(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 19(1) 免許番号 海区第11号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示19(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 20(1) 免許番号 海区第12号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示20(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 21(1) 免許番号 海区第13号
- (2) 漁業権者の住所及び名称

- 鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示21(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 22(1) 免許番号 海区第14号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示22(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 23(1) 免許番号 海区第15号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示23(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 24(1) 免許番号 海定第1号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
岩美郡岩美町大字浦富2508
有限会社興洋水産
- (3) 免許の内容
免許内容告示24(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 25(1) 免許番号 海定第2号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示25(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

鳥取県告示第662号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成25年9月1日に内水面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 免許番号 内共第1号

(2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市河原町長瀬34-5

千代川漁業協同組合

(3) 免許の内容

平成25年5月31日付鳥取県告示第458号(内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。)1(1)のとおり

(4) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2(1) 免許番号 内共第2号

(2) 漁業権者の住所及び名称

倉吉市西倉吉町7-12

天神川漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示2(1)のとおり

(4) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3(1) 免許番号 内共第3号

(2) 漁業権者の住所及び名称

米子市熊党323-1

日野川水系漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示3(1)のとおり

(4) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4(1) 免許番号 内共第4号

(2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市湖山町南一丁目969-5

湖山池漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示4(1)のとおり

(4) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5(1) 免許番号 内共第5号

(2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡湯梨浜町大字上浅津123-20

東郷湖漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示5(1)のとおり

(4) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県告示第663号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

第57回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局文化政策課

係長 岩下 由紀子

係長 足立 多恵子

主事 岡 和宏

3 委任期間

平成25年9月1日から同月6日まで

鳥取県告示第664号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの

で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 9 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービス如月	米子市淀江町佐陀2087	平成25年 9 月 1 日	通所介護
株式会社ふくよね	デイサービスセンターふくよね	米子市西福原七丁目 6-32	〃	〃

鳥取県告示第665号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 9 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ふくよね	デイサービスセンターふくよね	米子市西福原七丁目 6-32	平成25年 9 月 1 日	介護予防通所介護

鳥取県告示第666号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 9 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ふくよね	ケアプランセンターふくよね	米子市西福原七丁目 6-32	平成25年 9 月 1 日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第18号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年 9 月 3 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年9月6日（金）午前9時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第19号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

建造物の部

名称	員数	所在の場所	解除年月日
尾崎家住宅		東伯郡湯梨浜町大字宇野1518	平成25年8月7日
主屋	1棟		
ブツマ	1棟		
土蔵	1棟		
新蔵	1棟		
質蔵	1棟		
南蔵	1棟		
米蔵	1棟		
味噌蔵	1棟		
板蔵	1棟		
ワラ置場	1棟		
旧味噌蔵・薪小屋	1棟		
門長屋	1棟		
附塀	1棟		

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時 平成25年11月8日（金）午前10時から
 - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室
- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成25年9月6日（金）から同年10月4日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成25年10月4日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター県土整備局（電話0859-72-2047）